

檀原市農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の額について（答申）

1 はじめに

檀原市特別職報酬等審議会は、昨年の農業委員会法の改正により新たに設置された農地利用最適化推進委員の報酬の決定及び農業委員の報酬の見直しについて、檀原市執行機関の附属機関に関する条例第2条の規定に基づき、市長より諮問を受け、平成28年7月21日と同年8月5日の2回に亘り審議を行った。

委嘱を受けた委員は、市民各層の代表であることを深く認識し、公平、中立の立場を堅持しつつ、自由闊達な意見を交換し合いながら議論を深めた。

2 審議の経過及び論点

まず、檀原市農業委員会の現状、法改正により農業委員会制度がどのように変わるのかを確認した。その後、農地台帳面積により抽出した全国（近畿・中部地方）53市、県内各市及び既に推進委員の報酬決定を行っている全国45市の報酬額等を参考とし、農業委員の報酬の支給方法について審議に入った。

資料及び事務局の説明より、檀原市の農業委員の報酬は全国比較ではかなり高い水準にあること、また奈良県が全般的に高い状況にあること、さらに既に推進委員の報酬額を決定している団体において、農業委員と推進委員の報酬額に一定の割合で格差を設けている団体が多いことなどが確認できた。

こうした状況を踏まえ、本会では①農業委員報酬の支払方法、②推進委員報酬額の決定、③農業委員報酬額の見直し の3点について、審議を進めた。

① 【農業委員報酬の支給方法】

現行の農業委員報酬は「月額・日額併用制」を採っており、檀原市は全国的に見ても高い水準にある。また県内各市と比較しても会長の報酬額は3位と上位にある。「日額制」を導入している自治体において高水準になる傾向が見られ、こうした意味からも全国的にも殆どが「月額制」を採っている。

これに加え、農業委員の「日額報酬」の根拠となる会議以外の地域における現場活動に関して、実態の把握が困難であり、一律に基準を定めることが難しい現状も報告された。

これらの課題から、農業委員の報酬の支給方法について、現在の「月額・日額併用制」から「月額制」に改めることが適当であるとの意見でまとまった。ただし「月額制」に改める場合には、その役割から農業委員を「小委員会委員」と「その他の委員」に区分する必要があることを確認した。

② 【推進委員報酬額の基準】

推進委員の報酬額の決定に関しては、農業委員の報酬額を基に決定するのが望ましいと考えられる。農業委員と推進委員の役割の違いと報酬額の差について議論を進める中で、現時点ではまだ推進委員の活動実績がないことから、独自基準ではなく既に報酬額を決定済の自治体を参考に求めるのが適当であるとの意見でまとまった。

具体的には、45団体中、約6割に相当する30団体において農業委員と推進委員の報酬

額に差を設けており、何れも推進委員が農業委員を下回っている。このことは一般的に農業委員と推進委員の役割の違いからきており、報酬額に差が生じることは妥当であると判断される。また、その格差の割合（推進委員報酬額/農業委員報酬額）の平均を見た場合、69.4%という格差率が求められた。

こうしたことから推進委員の報酬額を算定する基準として、農業委員と推進委員の平均的な報酬格差 69.4%を基準に求めるのが適当であるとの意見でまとまった。

③ 【農業委員報酬額の見直し】

会長及び農業委員の報酬額に関して、他団体との比較から一定基準での引き下げが適当であると判断される。

審議の中で、会長の報酬額について、（案 1）全国平均を基準とする案、（案 2）県内各市平均を基準とする案、（案 3）県内各市のうち「月額制」を採用している 9 団体の平均を基準とする案 の 3 つの案が示され、それぞれの案について、現行の報酬額との比較、奈良県の地域性、農業委員と推進委員の役割の違いから判断される報酬額の差異などの観点から比較検討を行った。

（案 1）全国平均を基準とした場合、現行との報酬額の差が著しく大きくなり、奈良県の地域性からも均衡が取りづらい。

（案 2）県内各市平均を基準とした場合、報酬額の差は現状の 7 割程度となっているが、報酬額の引き下げ改定に一定の効果があると考えられる。また、県内各市平均を基準としているため、奈良県の地域性を加味した報酬額であると判断される。

（案 3）県内各市（月額制）平均を基準とした場合、報酬額の差が比較的大きいことに加え農業委員と推進委員の報酬額が逆転するといった問題が生じる。

以上のことから農業委員の報酬額を見直すにあたり、一定基準での引き下げ効果、奈良県の地域性、農業委員会体制に与える影響を総合的に判断した場合、（案 2）が適当であるとの意見でまとまった。

3 結 論

農業委員報酬の「月額・日額併用制」を「月額制」に改める。

農業委員会会長の報酬の額については、月額 58,000 円 とする。

農業委員（小委員会委員）の報酬の額については、月額 38,000 円 とする。

農業委員（その他の委員）の報酬の額については、月額 21,000 円 とする。

農地利用最適化推進委員の報酬の額については、月額 20,000 円 とする。

以 上